

## 信用生協とは

正式名称を「消費者信用生活協同組合」という生協法人です。1969年にくらしの再建のための資金貸付を主に行う生協として設立されました。お互いに支え合おうという精神のもと、相談や貸付事業を通じて、組合員の経済的向上を図ることを目的としています。青森県と岩手県の全域において事業を行っております。



## 利用するためには？

青森県内、岩手県内にお住まいの方、もしくはお勤めの方であればあなたでも組合に加入することで、当生協のサービスを受けることができます。

相談は何度でも無料ですので、安心してご相談ください。電話やFAX、メールなどでの相談も受付しております。

## 安心のネットワーク

青森、岩手の自治体、弁護士会や司法書士会と連携し、ご相談されるお一人おひとりの問題解決に向けて活動しています。専門家の意見を聞くことができるように連携しているので、より安心感を感じられるような体制が整っています。



どのようなご相談でも  
各事務所までお気軽にどうぞ

### 青森事務所

青森市安方1-3-5  
小田島ビル3階

☎0120-102-143

月～第2・4土曜日(祝祭日除く)  
9:00～17:00



### 八戸事務所

八戸市大字八日町36  
第一ビルディング4階

☎0120-102-084

月～第2・4土曜日(祝祭日除く)  
9:00～17:00



### 盛岡事務所

盛岡市南大通1丁目8-7  
CFCビル2階

☎0120-101-245

月曜日～土曜日(祝祭日除く)  
9:00～17:00



### 北上事務所

北上市大通り1丁目3-1北上開発ビル  
(おでんせプラザぐるーぷ)2階

☎0120-101-612

月～第2・4土曜日(祝祭日除く)  
9:00～17:00

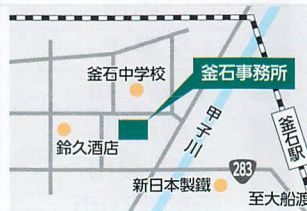


### 釜石事務所

釜石市中妻1-4-20  
第一豊後ビル1階

☎0120-101-965

月曜日～金曜日(祝祭日除く)  
9:00～17:00



各事務所の駐車場についてはお問い合わせください

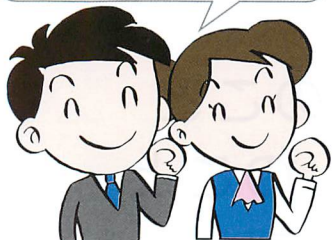
お金のこと  
くらしのこと  
お気軽に  
ご相談ください



くらしを支える融資の生協

## どのようなことについて相談できるの?

私たちに  
おまかせください!



- 借金の返済
- 生活費
- 税金や公共料金の支払い
- 教育資金
- 車の購入資金
- その他お金のこと

## 借金に関する ご相談



家計に合った解決方法を一緒に考えましょう。

- ・貸付制度を利用した借金の一本化
- ・法律相談を利用して債務整理 など

※各事務所では弁護士・司法書士による無料法律相談会を定期的で開催しております。

## 生活資金、車の購入、 教育資金などのご相談



家計に無理のない返済計画を  
一緒に考えましょう。

- ・貸付制度の利用
- ・他機関の制度のご案内 など

## 相談をご希望の方

お電話またはメール(ホームページより)で  
お問い合わせください



相談は個室で行います。  
プライバシーは守られますので、安心して相談  
ができます。

### ●お電話の場合

裏面の各事務所までお問い合わせください。

### ●メールの場合

ホームページのメールフォームをご利用ください。

<http://www.cfc-ss.coop>

信用生協

検索



お近くの市町村でも定期的に相談会を開催して  
おります。日時・会場は、当組合の各事務所にお電  
話またはホームページよりご確認ください。

## 地域相談会開催エリア

### ●青森県内

弘前市	むつ市
五所川原市	十和田市

### ●岩手県内

県北	二戸市	県南	花巻市
	久慈市		遠野市
	八幡平市		一関市
沿岸	宮古市	一関市千厩	金ケ崎町
	大船渡市		奥州市水沢区
	陸前高田市		奥州市江刺区
	岩泉町		

## 各種ローンのご案内

### スイッチローン(消費者救済資金貸付制度)

スイッチローンは、多重債務を抱え生活に  
困っている方の救済と生活再建のための貸  
付制度です。一定の条件で貸付を利用して  
債務をまとめ、生活改善をはかることを目的  
としています。

#### 【メリット】

- ◆複数の支払いが一つになり、家計管理がしやすくなります。
- ◆家計に合った返済計画が立てられます。

### 生活再建資金貸付制度

生活再建資金貸付制度は、様々な目的の生  
活費にご利用いただける貸付制度です。  
過去に債務整理を行ったなどの理由でどこか  
からも借入できない方でも、一定の条件により  
貸付を利用することができます。

#### 【お使いみち】

- ◆教育資金
- ◆車の購入資金
- ◆車検費用
- ◆結婚費用
- ◆引越費用
- ◆医療費
- など

#### ●貸付条件にかかる表示

1. 貸付利率  
債務整理資金 年9.10%  
生活再建資金 年8.625%
2. 返済方式 元利均等返済方式
3. 返済期間・回数  
債務整理…最長10年以内(120回以内)  
生活再建…最長6年(72回以内)
4. 遅延損害金 年14.6%
5. 担保 担保付債務の整理の場合は不動産  
に抵当権設定
6. 連帯保証人 原則1名以上
7. 主な返済例  
(1)債務整理 150万円 5年(60回払い)の  
場合…毎月返済額31,210円(但し初回  
と最終回は若干異なります)  
(2)生活再建 50万円 3年(36回払い)の場合  
…毎月返済額15,812円(但し初回と最  
終回は若干異なります)  
※貸付申込みについては、審査の結果ご希望  
に添えない場合がございます。  
※事業性資金は除きます。

2016年4月1日現在

# 自治体提携消費者救済資金貸付制度

## スイッチローン

スイッチローン（消費者救済資金貸付制度）は、信用生協・岩手県、青森県内全市町村および岩手弁護士会消費者問題対策委員会および青森県内弁護士、司法書士・提携金融機関による多重債務をはじめとする消費者問題を解決するための、総合的なシステムです。融資を行うだけでなく、生活再建のための債務整理や訴訟費用等をバックアップし、解決にいたるまで適切なアドバイスと具体的な解決策についてご相談いたします。



スイッチローン（消費者救済資金貸付制度）は、多重債務問題を抱え生活が破綻の危機に直面している消費者の救済と生活再建を目的として、債務整理資金を銀行などから借入できない相談者に対し資金を貸付する制度です。この制度は平成元年からスタートし、平成24年から岩手県・青森県内全域で制度化となりました。全国に類のない救済システムとして多くの組合員の生活を支援しています。

### 貸付だけではない 解決を提案します

単なる資金の貸付に留まるのではなく、貸付を受けられない場合でも、相談とカウンセリング、弁護士の事前相談などを通して、問題解決と生活の経済的再建を図ることを最優先としています。ひとりで悩まないで、どんなささいな事でも遠慮なく相談してください。

### ローン・クレジットからの開放

サラ金・クレジット・銀行など複数からの借入で返済困難な状態を解決するために、さまざまな解決方法を提案し、家計の見直しや生活再建を支援します。

### 整理資金の貸付

スイッチローン（消費者救済資金貸付制度）は、貸付が決まると弁護士に債務整理を依頼します。弁護士は相談者の代理人となり、請求を止め、業者と交渉します。

### 事前相談の活用

解決方法に悩むときは、弁護士に相談しアドバイスを受けることができます。信用生協の相談員がすべてではなく、弁護士・司法書士・税理士などの専門家にも相談し早めに解決の方針を明確にします。

# 家計をささえる融資の生協 —信用生協—

## 生活サポートプログラム

家計改善サポート	貸付にあたり、家計収支表を記入していただき、家計診断等を通じて家計改善に向けてのお手伝いをします。また、必要に応じて、ファイナンシャルプランナーからの家計改善アドバイスを受けることもできます。
カウンセリングサポート	「いわて生活者サポートセンター」と連携し、産業カウンセラーによるギャンブル依存症解決支援事業としてのグループカウンセリングの実施や、DV（配偶者間暴力）や児童虐待問題などの悩みの相談と解決までの支援を行っています。
債務整理サポート	多重債務相談の場合は、債務状況や借入れの原因、今後の生活の見通しなどを聞き取りし、早期の生活再建の方策をアドバイスし、弁護士・司法書士への依頼の橋渡しを行います。
生活資金貸付サポート	債務整理資金を貸付する消費者救済資金貸付制度（スイッチローン）以外に、銀行や公的融資制度の利用ができない場合でも生活資金の貸付を受けられる市町村と提携した生活再建資金貸付制度を用意。くらしの改善向上につながる場合に貸付を受けられます。

### ■スイッチローン貸付の利用条件

平成28年4月適用

項目	内容
お申込み資格	県内提携自治体に居住または県内事業所にお勤めの20歳以上の方
貸付対象	債務を一本化することにより、現在の収入でスイッチローンの月々お支払いが可能な方【年間の返済額が年収の30%未満になるように返済シミュレーションします】
貸付限度額	500万円
ご返済期間	最長10年（1回～120回）
ご返済方式	①毎月元利均等返済（ボーナス併用返済可）②期日一括返済（1年以内）
連帯保証人	1名以上
利率	年9.10%（変動金利）
担保	担保付債務整理の場合は原則不動産担保
出資金	貸付決定後、5千円以上のご協力をお願いします【当組合の事業を利用いただくための組合加入出資金】
損害金	年14.6%

### ■300万円をスイッチローンで債務整理した場合の比較（返済期間5年の場合）

	信用生協 （スイッチローン）	消費者金融 キャッシング
借入額	300万円	300万円
年利率	9.10%	15.0%
支払回数	60回	60回
月額支払額	62,420円	71,369円
合計支払額	約375万円	約428万円
特色 その他	支払回数・月額支払額は、お客様の状況に一番適した方法を提案します。尚、金利は年一回見直しを行う変動金利です。	無人機でのカード発行が増え、手軽さから利用者も急増。ただし金利は高く、長期ローンには不向き。

### ■相談時の必要書類

#### 1. 借用書

おもとにある金融会社の借用書（控）、金銭消費貸借契約書（控）など

#### 2. 領収書

金融会社に支払った領収書、銀行振込依頼書（控）、カード利用明細書など

#### 3. 源泉徴収票・所得証明書・本人確認資料（運転免許証、保険証）

勤務先で発行する昨年度の源泉徴収票（コピー可）または市役所、町村役場の税務課で発行される所得証明書。不動産を所有している場合は、市町村役場で発行される固定資産評価証明書など

### ●組合加入について

当生協は、組合員の方々の出資金をもとに運営しています。ご加入の際には、所定金額の出資のご協力を頂いております。岩手県・青森県に在住の方、もしくは勤務している方であればどなたでも加入できます。詳しくは、お問い合わせください。

※貸付時には、他にご用意いただく書類がありますのでご了承願います。いろいろなご事情でご融資の希望に添えない場合でも、可能な限り解決までのお手伝いをいたします。

消費者信用生活協同組合 <http://www.cfc-ss.coop/>

※お気軽にご相談ください

■盛岡 事務所

TEL 019-653-0001

〒020-0874

盛岡市南大通 1-8-7  
CFCビル2階

■北上 事務所

TEL 0197-61-0133

〒024-0061

北上市大通り 1-3-1  
おでんせプラザぐろーぶ2階

■釜石 事務所

TEL 0193-23-2227

〒026-0034

釜石市中妻町 1-4-20  
第一豊後ビル1階

■青森 事務所

TEL 017-752-6755

〒030-0803

青森市安方 1-3-5  
小田島ビル3階

■八戸 事務所

TEL 0178-20-8582

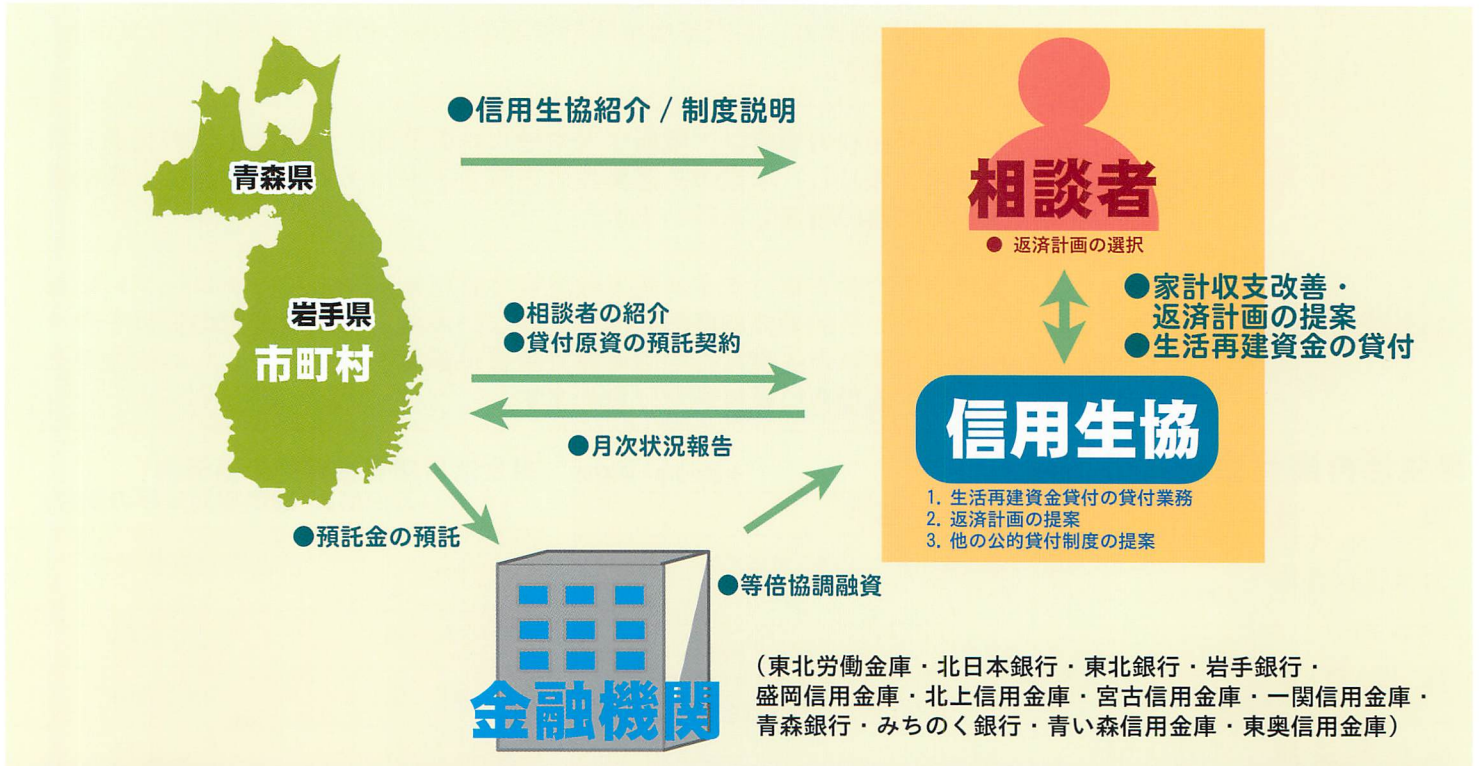
〒031-0086

八戸市八日町36  
第一ビルディング4階

# 自治体提携貸付制度

## 生活再建資金貸付

生活再建資金貸付（自治体提携貸付制度）は、信用生協、岩手県・青森県内全市町村、金融機関の3者が提携し、債務整理を行ったことなどにより「どこからも借入することができない方」に必要な資金を貸付するために作られた制度です。家計収支の改善や生活向上に要する生活資金として活用されております。



生活再建資金貸付（自治体提携貸付制度）は、多重債務問題などを抱え債務整理を行ったり、一時的な減収からクレジットの延滞などが発生したことによりどこからも必要な資金が借りられなくなってしまう問題を解消するため、消費者の救済と生活再建を目的として作られました。

この制度は平成21年からスタートし、現在は岩手・青森両県で制度化し実施しております。

《ご利用例》無理のない返済計画を立てられれば、以下のような用途にご利用いただけます。

### 子どもの教育資金を借りたい

進学準備金、入学資金、授業料の支払いなどにご利用いただけます。

### 車の購入資金を借りたい

新車・中古車の購入資金のほか、車検代・修理代としてもご利用いただけます。

### 税金や公共料金の未納を清算したい

日常発生する生活関連の支払が滞納した場合に、清算する資金としてご利用いただけます。

### 生活を再建するための生活資金を借りたい

生活改善につながる資金であれば、家計収支や返済計画を立てたうえでご利用いただけます。

# 家計をささえる融資の生協 ー信用生協ー

## 生活サポートプログラム

家計改善サポート	貸付にあたり、家計収支表を記入していただき、家計診断等を通じて家計改善に向けてのお手伝いをします。また、必要に応じて、ファイナンシャルプランナーからの家計改善アドバイスを受けることもできます。
カウンセリングサポート	「いわて生活者サポートセンター」と連携し、産業カウンセラーによるギャンブル依存症解決支援事業としてのグループカウンセリングの実施や、DV（配偶者間暴力）や児童虐待問題などの悩みの相談と解決までの支援を行っています。
債務整理サポート	多重債務相談の場合は、債務状況や借入れの原因、今後の生活の見通しなどを聞き取りし、早期の生活再建の方策をアドバイスし、弁護士・司法書士への依頼の橋渡しを行います。
生活資金貸付サポート	債務整理資金を貸付する消費者救済資金貸付制度（スイッチローン）以外に、銀行や公的融資制度の利用ができない場合でも生活資金の貸付を受けられる市町村と提携した生活再建資金貸付制度を用意。くらしの改善向上につながる場合に貸付を受けられます。

### ■生活再建資金貸付の利用条件

平成28年4月適用

項目	内容
お申込み資格	岩手・青森県内提携自治体に居住または岩手・青森県内事業所にお勤めの20歳以上の方
貸付対象	現在の収入で生活再建資金貸付の月々お支払いが可能な方 【年間の返済額が年収の30%未満になるように返済シミュレーションします】
貸付限度額	100万円
ご返済期間	最長 6年（1回～72回）
ご返済方式	①毎月元均等返済（ボーナス併用返済可）②期日一括返済（1年以内）
連帯保証人	原則1名以上
利率	年8.625%（変動金利）
担保	不要
出資金	貸付決定後、5千円以上のご協力をお願いします 【当組合の事業を利用いただくための組合加入出資金】
損害金	年14.6%

### ■生活再建資金貸付の返済例

（100万円借入 返済期間3年の場合）

	生活再建資金貸付
借入額	100万円
年利率	8.625%
支払回数	36回
月額支払額	31,625円
合計支払額	約114万円
特 色 そ の 他	支払回数・月額支払額は、お客様の状況に一番適した方法を提案します。 尚、金利は年一回見直しを行う変動金利です。

### ■相談時の必要書類

#### ●源泉徴収票・所得証明書・本人確認資料（運転免許証、保険証）

勤務先で発行する昨年度の源泉徴収票（コピー可）または市役所、町村役場の税務課で発行される所得証明書。

#### ●組合加入について

当生協は、組合員の方々の出資金をもとに運営しています。ご加入の際には、所定金額の出資のご協力を頂いております。岩手県・青森県に在住の方、もしくは勤務している方であればどなたでも加入できます。詳しくは、お問い合わせください。

※貸付時には、他にご用意いただく書類がありますのでご了承願います。いろいろなお事情でご融資の希望に添えない場合でも、可能な限り解決までのお手伝いをいたします。

消費者信用生活協同組合 <http://www.cfc-ss.coop>

※お気軽にご相談ください

■盛岡 事務所

TEL 019-653-0001

〒020-0874  
盛岡市南大通 1-8-7  
CFCビル2階

■北上 事務所

TEL 0197-61-0133

〒024-0061  
北上市大通り 1-3-1  
おでんせプラザぐるーぶ2階

■釜石 事務所

TEL 0193-23-2227

〒026-0034  
釜石市中妻町 1-4-20  
第一豊後ビル1階

■青森 事務所

TEL 017-752-6755

〒030-0803  
青森市安方 1-3-5  
小田島ビル3階

■八戸 事務所

TEL 0178-20-8582

〒031-0086  
八戸市八日町36  
第一ビルディング4階

くらしをささえる  
融資の生協  
**信用生協**

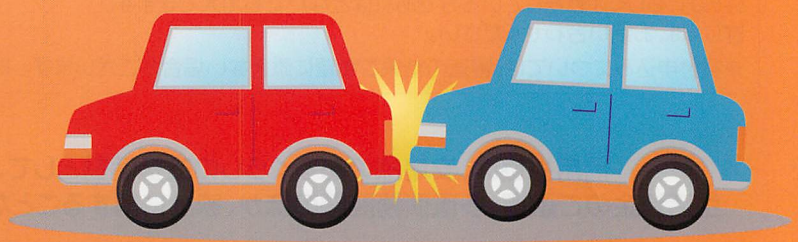


**マイカー資金・修理代金**

# オートローン



新車・中古車購入資金に!



車検、もしもの事故の  
修理代金もOK!

**自家用車の購入・修理代金。  
信用生協が資金のお手伝いをします。**

信用生協は、組合員の皆様へ安堵感のある暮らしを提供するため、家計の改善をサポートする組織として活動してきました。金融サービスを満足に受けられない方でも、生活基盤を形成するのに必要な車購入資金を準備できるよう、生活サポートプログラムの一環としてオートローンで支援いたします。

**CFC**  
CONSUMERS' FINANCIAL CO-OP  
信用生協

盛岡事務所  
〒020-0874  
盛岡市南大通1丁目8-7  
CFCビル2階  
☎019-653-0001

北上事務所  
〒024-0061  
北上市大通り1丁目3-1  
おでんせプラザぐるーぷ2階  
☎0197-61-0133

釜石事務所  
〒026-0034  
釜石市中妻町1-4-20  
第一豊後ビル1階  
☎0193-23-2227

青森事務所  
〒030-0803  
青森市安方1丁目3-5  
小田島ビル3階  
☎017-752-6755

八戸事務所  
〒031-0086  
青森県八戸市大字八日町36  
第一ビルディング4階  
☎0178-20-8582

## ■オートローンの利用条件

項目	内容
お申込み資格	岩手県・青森県内に居住または岩手県・青森県内事業所にお勤めの20歳以上の方
貸付対象	現在の収入でオートローンの月々のお支払いが可能なお方【年間の返済額が年収の30%未満になるように返済シミュレーションします】
貸付限度額	300万円
ご返済期間	最長10年(1回～120回)
ご返済方式	①毎月元利均等返済 (ボーナス併用可) ②期日一括返済(1年以内)
連帯保証人	原則1名以上
利率	年9.8% (返済まで5年までは固定金利。6年以上は変動金利)
担保	原則、完済まで購入車両の所有権留保
出資金	貸付決定後、5千円以上のご協力をお願いします【当組合員の事業をご利用いただくための組合加入出資金】
損害金	年14.6%

### ■200万円のオートローンを利用した場合の返済例(返済期間5年の場合)

借入額	200万円
利率	年9.8%
支払回数	60回
月額支払額	42,297円
合計支払額	約254万円

### ■相談時の必要書類

1. 見積書(購入を希望されるお車の見積書)
2. 収入証明書(給料明細書2カ月分・源泉徴収票等)
3. 本人確認資料(運転免許証、保険証)



### ●組合加入について

当生協は、組合員の方々の出資金を基に運営しています。ご加入の際には、所定金額の出資のご協力をいただいております。岩手県・青森県にご在住の方、もしくは勤務している方であればどなたでも加入できます。詳しくは、お問い合わせください。

※貸付申込みについては、審査の結果ご希望に添えない場合がございます。※事業性資金は除きます。

信用生協は、安堵感のあるくらしの支援活動として、次のようなサービスを提供してまいります。生活資金のご融資、多重債務問題のほか、家計に関することなどくらしに関する問題の解決を支援してまいります。

## 生活サポートプログラム

### 生活資金貸付サポート

銀行や公的融資制度の利用ができない場合でも生活資金の貸付を受けられる生活再建資金貸付制度や、自家用車の購入資金を用途としたオートローン、教育資金などを用意しております。生活に支障が出ない範囲の返済計画が立てられ、くらしの改善向上につながる場合に貸付を受けられます。

### 家計改善サポート

ご融資にあたり、家計収支表を記入していただき、家計診断等を通じて家計改善に向けてのお手伝いをします。また、必要に応じて、ファイナンシャルプランナーからの家計改善アドバイスを受けることができます。

### 債務整理サポート

多重債務相談の場合は、債務状況や借入の原因、今後の生活の見通しなどを聞き取りし、早期の生活再建の方策をアドバイスし、弁護士・司法書士への依頼の橋渡しを行います。必要に応じて、債務整理に必要な資金の貸付を受けられる消費者救済資金貸付制度(スイッチローン)を用意しております。

### 住宅取得・リフォーム資金貸付サポート

銀行などの利用ができない場合でも、住宅取得・リフォーム資金の貸付を受けられる住宅取得資金・リフォームローンを用意しております。生活に支障が出ない範囲の返済計画が立てられ、くらしの改善向上につながる場合に貸付を受けられます。



# お金の悩みホットライン

お金に関わる様々なお悩みに専門の相談員がお話をお伺いします。

ひとりで悩まず、ご相談ください

借金の返済が  
苦しい

教育資金や車の  
ローンが組めない

生活資金が  
不足している

ギャンブル依存に  
ついて

身内の借金で  
悩んでいる

相続で悩んでいる

解決のためのアドバイスや適切な機関のご紹介を行います。

フリーダイヤル

くなく

はなし

☎ 0120-979-874

受付時間 9:00~18:00 [月~金]

くらしの悩み、お金の悩み、解決方法は必ずみつかります。ひとりで悩まず、信用生協へご相談ください。

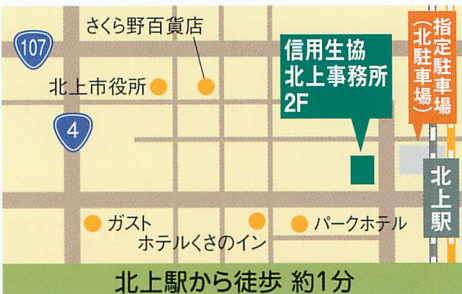
## 信用生協 盛岡事務所

〒020-0874 岩手県盛岡市南大通1丁目8-7  
CFCビル2階  
TEL 019-653-0001 FAX 019-653-6699  
●相談受付/月~土(9:00~17:00)



## 信用生協 北上事務所

〒024-0061 岩手県北上市大通り1丁目3-1北上開発ビル  
(おでんせプラザぐろーぶ)2階  
TEL 0197-61-0133 FAX 0197-61-0134  
●相談受付/月~金(9:00~17:00)  
第2・第4土曜日



## 信用生協 釜石事務所

〒026-0034 岩手県釜石市中妻1-4-20  
第1豊後ビル1階  
TEL 0193-23-2227 FAX 0193-23-2228  
●相談受付/月~金(9:00~17:00)



CFC 消費者信用生活協同組合  
信用生協

<http://www.cfc-ss.coop/>

詳しくは 信用生協

検索



このチラシは、内閣府の地域自殺対策強化交付金を利用し作成しております。

# ギャンブル依存の問題でお悩みの方へ

最初はほんのちょっとしたきっかけから、  
いつの間にかパチンコや競馬がやめられなくなって…  
気がつけば生活費までつき込んでしまい…  
家族にうそまでついて…  
借金をして、それを返すためにまたギャンブルを…  
なぜ、どうしてやめることが出来ないのでしょうか？

ご本人の悩み

## ギャンブルにとらわれた心

ご家族の悩み

一番近くにいる大切な家族が、  
自分のこともかえりみず、またギャンブルに走ってしまう…  
誰よりも一番理解していたはずなのに…  
何を考えているのか、どうして良いのかわからない…  
願いはたったひとつ、ギャンブルさえやめてくれたら…  
どうすれば平穏な生活に戻れるのでしょうか？

私たちは、がんばろうと一生懸命になっているご本人やご家族が、  
本来の自分らしい生き方に戻っていただけようお手伝いいたします。

## 立ち止まり、振り返り、また前を向く

### 盛岡会場 カウンセリングルーム「語り合い空間 120」

- 会場：CFC 第二ビル 3 階会議室（盛岡市南大通 1 丁目 8 番 7 号）
- ご本人のグループミーティング：毎月第 2・4 木曜日 18：30～20：30
- ご家族のグループミーティング：毎月第 3 木曜日 18：30～20：30

### 北上会場 カウンセリングルーム「語り合い空間 90」

- 会場：おでんせプラザぐろーぶ 3 階（北上市大通り 1 丁目 3 番 1 号）
- ご本人のグループミーティング：毎月第 2・4 金曜日 18：00～19：30
- ご家族のグループミーティング：毎月第 3 金曜日 18：00～19：30

専門家とのカウンセリングとなりますので、どうぞ安心してご参加ください。またグループミーティングだけではなく、個別面談（ギャンブル依存、ネット依存、ひきこもり等の相談）も可能です。

相談は無料です。ご予約・お問い合わせは…

 消費者信用生活協同組合 「お金の悩みホットライン」

フリーダイヤル なく はなし

TEL 0120-979-874 受付時間 9：00～18：00 [月～金]

〒020-0874 岩手県盛岡市南大通 1 丁目 8 番 7 号 CFC ビル 2 階

<http://www.cfc-ss.coop/>



相談  
無料  
予約優先

くらしの問題

# 解決の糸口を 見つけに行こう!

当日は弁護士、保健師、社協相談員、信用生協相談員が悩みをお聞きします。

主催/消費者信用生活協同組合



青森県も信用生協に  
期待しています

青森県知事 三村 申吾氏

こんな悩みで  
お困りではありませんか?

困ったときはお互いさま。悩みは、ひとりで抱え  
込まず話すことで解決策は見つかるものです。

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| ①借金の返済                 | ⑧労働問題   |
| ②税金や公共料金の<br>支払いが遅れている | ⑨依存症    |
| ③生活費が足りない              | ⑩心の悩み   |
| ④車や教育資金の工面             | ⑪交通事故問題 |
| ⑤遺産相続                  | ⑫その他    |
| ⑥不動産売買                 |         |
| ⑦DV・離婚                 |         |

相談会開催日・会場・予約先

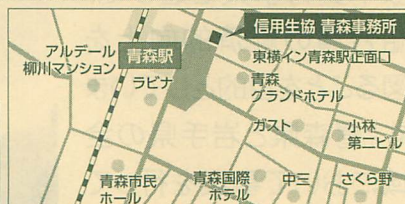
2019年9月28日(土)

開催時間は各会場とも午前10:00～午後4:00です。

青森会場

信用生協青森事務所  
青森市安方1-3-5小田島ビル3階

予約先:信用生協青森事務所  
☎0120-102-143



八戸会場

信用生協八戸事務所  
八戸市大字八日町36第一ビルディング4階

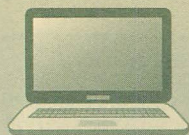
予約先:信用生協八戸事務所  
☎0120-102-084



弘前会場

弘前市総合学習センター  
弘前市大字末広4丁目10-1

予約先:信用生協青森事務所  
☎0120-102-143



Webで信用生協

信用生協

検索

<http://www.cfc-ss.coop/>

当日ご来場できない方は、お電話・インターネットでお問い合わせ下さい。



後援/青森県・青森市・八戸市・弘前市・青森県社会福祉協議会・東奥日報社・デーリー東北新聞社・陸奥新報社  
青森テレビ・青森放送・青森朝日放送・エフエム青森

# 青森県・岩手県の 各自治体と協力して、 お金とくらしの悩みの解決に 取り組んでいます。

相談会以外の時もお話をうかがっています。お気軽に各事務所へ

## 信用生協ってどんなところ？

正式名称を「消費者信用生活協同組合」という生協法人です。1969年にくらしの再建のための資金貸付を主に行う生協として設立されました。お互いに支え合おうという精神のもと、相談や貸付事業を通じて、組合員の経済的向上を図ることを目的としています。青森県と岩手県の全域において事業を行っております。



## どうしたら利用できるの？

青森県内、岩手県内にお住まいの方、もしくはお勤めの方であればどなたでも組合に加入することで、当生協のサービスを受けることができます。

相談は何度でも無料ですので、安心してご相談ください。電話やFAX、メールなどでの相談も受付しております。お気軽にご相談ください。

どれくらいの人たちが利用したの？  
年間約3,000件の相談と貸付で多くの方を支援してきました。

## アンケート の声より

相談は個室で行います。  
プライバシーは守られますので、安心して相談ができます。

私たちは信用生協のおかげで助かりました。

●自治体が後援しているので安心できた…。  
(20代女性)

今回の相談会は、市の広報を見て知りました。自治体が後援しているということで安心して相談をすることが出来ました。家計の状態について色々アドバイスいただけたので良かったです。

●専門家に無料で相談出来てありがたい…。  
(60代男性)

市の回覧に入っていた相談会のチラシを見て初めて知りました。様々な悩みについて、専門家の方に無料で相談をすることができたので、大変ありがたく思っております。今後も相談会を続けてほしいです。

## ローンのご案内

### スイッチローン(自治体提携救済資金制度)

くらしの再建を目的とし各自治体と提携しているローンで、債務整理型と生活再建型の2種類あります。

#### 債務整理型

債務整理に必要な資金としてご利用いただけます。

#### 生活再建型

生活再建に必要な資金(生活資金、教育資金、車購入資金など)としてご利用いただけます。

#### ●貸付条件にかかる表示

- 貸付利率  
債務整理資金 年9.10%  
生活再建資金 年8.625%
- 返済方式 元利均等返済方式
- 返済期間・回数  
債務整理…最長10年以内(120回以内)  
生活再建…最長6年(72回以内)
- 遅延損害金 年14.6%
- 担保 担保付債務の整理の場合は不動産に抵当権設定

#### 6.連帯保証人 原則1名以上

- 主な返済例  
(1)債務整理 150万円 5年(60回払い)の場合…毎月返済額31,210円(但し初回と最終回は若干異なります)  
(2)生活再建 50万円 3年(36回払い)の場合…毎月返済額15,812円(但し初回と最終回は若干異なります)  
※貸付申込みについては、審査の結果ご希望に添えない場合がございます。  
※事業性資金は除きます。

## ギャンブル等の のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は病気です。特定の行動をコントロールする脳の機能が弱くなり、自分の意思ではやめられない状態になってしまっています。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等ののめり込みによる借金と思われる場合、専門の医療・相談機関（全国の保健所・精神保健福祉センター等）に相談の上、借金返済の相談を進めましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

### ■問い合わせ先

全国の保健所・精神保健福祉センター  
<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>



- ・(公社)ギャンブル依存症問題を考える会 03-3555-1725
- ・(NPO)全国ギャンブル依存症家族の会 090-1404-3327
- ・GA(ギャンブラーズ・アノニマス)【当事者】 046-240-7279
- ・ギヤマノン【家族・友人】 03-6659-4879

依存症の基礎知識や具体的な  
取組みなどは厚生労働省の  
ホームページをご覧ください。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789.html>

厚生労働省 依存症

検索

## 貸付自粛制度について

- 浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行協会（全国銀行個人信用情報センター）に登録することで、貸金業者などからの新たな借入を自粛する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

- 日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構(JICC)、㈱シー・アイ・シー(CIC)及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。



### ■問い合わせ先

日本貸金業協会  
 貸金業相談・紛争解決センター  
**0570-051-051** (ナビダイヤル)  
<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター  
**0120-540-558** (フリーダイヤル)  
**03-3214-5020** (携帯電話・PHSから)  
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



# 家計のこと 悩んでいませんか?

借入れ・ローンの返済などにお困りの方、

こちらのリーフレットをご覧ください



 **金融庁**  
 Financial Services Agency

お住まいの市区町村でも相談を受け付けています。

盛岡市	消費生活センター	019-624-4111
宮古市	消費生活センター	0193-68-9081
大船渡市	消費生活センター	0192-27-3111
花巻市	市民生活総合相談センター	0198-24-2111
北上市	消費生活センター	0197-72-8203
久慈市	消費生活センター	0194-54-8004
遠野市	消費生活センター	0198-62-6318
一関市	消費生活センター 一関相談室	0191-21-8342
一関市	消費生活センター 千厩相談室	0191-53-3957
釜石市	消費生活センター	0193-22-2701
二戸市	消費生活センター	0195-23-5800
奥州市	市民課総合相談室	0197-24-2111
奥州市	江刺総合支所市民生活グループ	0197-35-2111

※その他の市町村でも相談を受け付けています。



■ 司法書士について ■

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。  
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。

お住まいの各市区町村でも相談を受け付けています

詳しい連絡先は金融庁の  
ホームページなどをご覧ください。

URL:<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>

▼多重債務相談窓口



金融庁 多重債務

検索

一般消費者向け相談窓口

東北財務局 盛岡財務事務所 理財課 (盛岡合同庁舎4階)	019-622-1637
岩手県立県民生活センター	019-624-2209
消費者信用生活協同組合	019-653-0001
消費者ホットライン ※お近くの消費生活センターをご案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス岩手	050-3383-5546
岩手県司法書士会	019-622-3372

事業者向け相談窓口

東北財務局 盛岡財務事務所 理財課 (盛岡合同庁舎4階)	019-622-1637
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付(予約)し、面談により相談。	0570-001-240
岩手県司法書士会	019-622-3372

■ 法テラスについて ■

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

多重債務問題で困っても、  
ヤミ金融には絶対に  
手を出さないで。

正規の貸金業者とは、国(財務局)・都道府県  
で貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人での金銭の貸し借りによる被害が  
増加しています。個人を装ったヤミ金融業者による違法な  
高金利の貸付けや、個人情報が悪用され、更なる犯罪被害  
やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。  
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を確認  
し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会WEBサイト  
[https://www.j-fsa.or.jp/perso\\_damage/example.php](https://www.j-fsa.or.jp/perso_damage/example.php)



ヤミ金融から連絡があっても、  
毅然とした態度で、  
無視しましょう。

※連絡を取ることが  
あなたの情報を  
与えることとなります。



もし被害にあってしまったら  
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、  
「日本貸金業協会」、  
「都道府県庁の相談窓口」、  
「消費生活センター」、「警察」などに  
すぐに連絡してください。



信用生協青森事務所にご相談下さい。

くらしとお金の悩み



信用生協は、  
青森県・岩手県の各自治体と協力して  
くらしとお金の悩みに取り組んでいる生協法人です。  
どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

信用生協ってどんなところ？

1969年に、くらしの再建の為の資金貸付を主に行う生協として岩手県盛岡市に設立されました。組合員同士お互いに助け合おうという精神の元、貸付事業を通じ、組合員の文化的・経済的向上を図ることを目的としています。現在は青森県・岩手県全域において事業を行っており、組合員は約2万名となっております。

～この様にご相談に応じています～

- 借入先が多く、月々の返済を楽にしたい。
- 車のローンや教育ローンの審査が通らず困っている。
- 出費が多く、生活資金の工面をしたい。
- 相続や不動産について、安心できる法律家に相談したい。



ご相談は個室で安心



ご相談は電話または  
ホームページから

信用生協

検索

<http://www.cfc-ss.coop/>

信用生協の活動内容をごらんいただけます。  
メールでのご相談受付も行っております。



信用生協 青森事務所

青森市安方1丁目3-5 小田島ビル3階

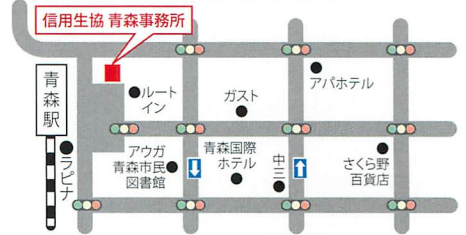
フリーダイヤル

0120-102-143

電話 017-752-6755 FAX 017-752-6756

月曜日～金曜日、第2・第4土曜日(祭日除く)

営業時間: 朝9時～夕方5時



各種ローンのご案内

スイッチローン(自治体提携貸付制度)

くらしの再建を目的とし各自治体と連携しているローンで、債務整理型と生活再建型の2種類あります。	<b>債務整理型</b> 債務整理やローンの借換に必要な資金としてご利用いただけます。	<b>生活再建型</b> 生活再建に必要な資金(生活資金、教育資金、車購入資金など)としてご利用いただけます。
---	--	--

貸付条件にかかるとの表示

1. 貸付利率 債務整理資金 年9.10%  
生活再建資金 年8.625%
  2. 返済方式 元利均等返済方式
  3. 返済期間・回数  
債務整理…最長10年以内(120回以内)  
生活再建…最長6年以内(72回以内)
  4. 遅延損害金 年14.6%
  5. 担保 担保付債務の整理の場合は不動産に抵当権設定
  6. 連帯保証人 原則1名以上
  7. 主な返済例  
(1) 債務整理 150万円 5年(60回払い)の場合…  
毎月返済額 31,245円  
(但し初回と最終回は若干異なります)
  - (2) 生活再建 50万円 3年(36回払い)の場合…  
毎月返済額 15,812円  
(但し初回と最終回は若干異なります)
- ※貸付申込については、審査の結果ご希望に添えない場合がございます。※事業性資金は除きます。  
「平成28年4月1日現在」



消費者信用生活協同組合

# 信用生協と出資金

～出資のお願いと出資金取扱いのルールについて～

一人ではできなくても、みんなの力を合わせることで、  
くらしの改善と向上をめざすのが、信用生協です。

信用生協は、組合員どうしの助け合いの精神を生かした共済事業として、組合員に対して生活資金の融資やくらしの相談など、様々な消費生活支援事業を行っています。



## 「出資金」ってなに？

生協を利用するときは出資して組合員になることが必要です。この出資金は、組合員カードの発行費用や入会金、会費とは違います。

生協は協同の力でくらしや地域を良くしていこうという組合員自身の組織です。そのために必要なお金も自分たちで出します。それが「出資金」です。より低利での生活資金の貸付や、その他組合員サービスの向上など、出資金はあらゆる事業・活動の「もとで」として使われています。

## 加入の手続き

- 出資金 5,000 円以上 (1 口 500 円) を添えて、お申込ください。
- 毎月 2,000 円以上の「積立増資」にも参加をお願いします。
- 各事務所で簡単に手続きができます。

## 事業で生まれた剰余金(利益)は ご利用いただいた組合員みんなのもの

事業により生まれた利益(生協では剰余金といいます)の中から、出資金額または貸付制度を利用して生協にお支払いいただいた利息の額に応じて、組合員に対して「出資配当」または「利用分量割戻し」として還元しております。この場合の配当率及び割戻率は、毎年の決算状況に応じて総代会(生協の最高議決機関)で決定されます。

また、出資積立されている方を対象としたローンもございますので、ぜひご利用ください。

## 住所変更は忘れずに！

2年間住所が確認できない組合員については、6月1日付で脱退の扱い(生協法上「みなし自由脱退」といいます)になってしまい、大切な出資金をお返しできなくなります。住所、氏名など変更の際は必ずご連絡ください。

## 出資金の積立に参加しましょう

生協の事業を支え、組合員の利用につながる大切な出資金。組合員みんなで出資金を増やす出資積立に参加しましょう。

### ● 毎月少しずつ・・・月々の積立

- 毎月 2,000 円から 1,000 円単位で希望の金額を指定の口座から振替で出資積立が可能です。
- 積立額の変更 / 中止も可能です。

### ● 毎月ちょっと…でも、ある時に

- 毎月の積立のほかに、できる範囲で一時積立も可能です。

## 出資金を払戻する事についてのお約束事

出資金は、銀行預金とは異なり、自由に出し入れすることはできません。事業・活動の資金である出資金ですから、出し入れを自由にすると資金が不安定になり経営にも支障をきたしてしまうからです。信用生協の事業運営を確実なものとし、より一層組合員サービスの向上を図るために、出資金の取扱いについてはいくつかのお約束事があります。

### ● 法定脱退・自由脱退となる時

岩手・青森両県外への転出や死亡によって組合員資格がなくなった場合を法定脱退といいます。また、信用生協を利用しなくなった場合など、法定脱退以外の脱退は自由脱退となります。法定脱退、自由脱退どちらの場合でも、出資金をお返しいたします。自由脱退の場合、毎年2月末までに手続きをしていただき、6月下旬に口座へお返しします。

### ● 出資金を一部払戻するとき

病気・失業などのやむを得ない事情が発生し、出資金を一部払戻する場合は、毎年2月末までに手続きをしていただき、6月下旬に口座へお返しします。

## お問い合わせ先

信用生協【組合員サービス課】まで

☎ 019-653-0001